

調布市若者の文化芸術活動及びスポーツ活動の応援に関する条例(案)に対するパブリック・コメントの実施結果

【パブリック・コメント手続の実施概要】

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和6年9月20日(金)～令和6年10月21日(月)
- (2) 周知方法 市報(令和6年9月20日号・10月5日号)及び市ホームページ
- (3) 資料の閲覧場所 議会事務局(市役所4階)、公文書資料室(市役所4階)、神代出張所、みんなの広場(文化会館たづくり11階)、市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階)、各図書館・公民館・地域福祉センター(染地を除く)、教育会館、子ども家庭支援センターすこやか、青少年ステーションCAPS、総合福祉センター
- (4) 意見の提出方法 氏名、住所、御意見を記入し、直接又は郵送、FAX、Eメールで市役所議会事務局まで提出
※資料の閲覧場所に設置する意見提出箱への提出も可

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数：8件(4人)

<提出意見の内訳>

- 目的(第1条)に対する意見……1件
- 定義(第2条)に対する意見……1件
- 各役割(第4条から第6条)に対する意見……2件
- 市の責務(第7条)に対する意見……3件
- その他の意見……1件

- (2) 意見の概要と意見に対する議員の考え方 別紙のとおり

【意見の概要と意見に対する議会の考え方】

NO	項目	御意見の概要	議会の考え方
1	目的（第1条）について	<p>課題としては、部活動指導員についてもあると思います。 各中学校に3人までしか部活動指導員を置けないことになっており、やりたくてもやれなかったり、指導してほしい生徒の要望に答えられない事態が見受けられています。 また、そもそも各中学校に3人までしか部活動指導員を置かないという現状も全く把握できていなかったため、その情報公開の仕組みも課題と考えます。</p>	<p>本条例制定の背景として、前文（3）において「活動に関する情報が若者に届きにくいことや練習場所及び発表の機会」がないことを課題としています。そのため、この条例における若者の定義については、「おおむね16歳から29歳までの市民」としています。 中学生は、本条例における「若者」の対象ではありませんが、部活動についていただいたご意見の課題を関係部署に情報共有を図って参ります。</p>
2	定義（第2条）について	<p>年齢を16歳からではなく、13歳（中学生）からしてほしい。 理由：先生方の働き方改革等により、中学生の部活動の存続や指導が不安定になっていくように感じる。 また、部活動の指導者（先生）との折り合いが悪く、部活動を辞め、学校に行きづらくなるということを目にし、耳にしてきた。部活動を辞めたあとの、放課後の受け皿がなく非行に走るケースも耳にする。 また経済的に苦しい家庭において、ユニフォームや試合の交通費などの支出の点で諦めざるを得ない状況なども生まれている。 学校に限ることなく地域で芸術やスポーツを続けて行けることはとても安心できることだと思う。不登校であっても、体を動かし体とこころの健康を維持する上でも、大切にあげてほしい年齢だと思う。 家族以外の年上に憧れを持ち、憧れの大人に近づこうと努力する発達段階の子どもたちを、学校からだけでなく、地域からも取りこぼさないための年齢だと思っている。</p>	<p>本条例制定の背景として、前文（3）において「活動に関する情報が若者に届きにくいことや練習場所及び発表の機会」がないことを課題としています。そのため、この条例における若者の定義については、「おおむね16歳から29歳までの市民」としています。 中学生は、本条例における「若者」の対象ではありませんが、部活動についていただいたご意見の課題を関係部署に情報共有を図って参ります。</p>
3	各役割（第4条から第6条）について	<p>2つあります。 ①市に対してスポーツで交流したい、貢献したいという若者はいるはずなので、彼ら彼女らと意見を交わし活動する機会を設けてほしい。 まずは少額からでもいいので、始めてみることに意義あると思います。 よろしくお願ひします。 ②調布市は全国を見渡しても特色のあるスポーツ資源を有しており、まだまだ活用できると思います。 他事例では、プロ野球の日本ハムやDeNAはスタジアムを軸にした街おこしをしており、やり方次第でまだまだ活性化を見込めます。 地元住民からスポーツマーケティングに興味があったり精通している人間を募り、施策を作り実行することを望みます。</p>	<p>本条例は、前文（4）において「若者の自主性が十分に尊重されること」、「若者の意見を反映し、環境の整備が図られること」を基本理念としていることに加え、市の責務としても第7条（2）において「若者の意見を聴く機会を設け、若者の視点を取り入れるよう努める」としています。 いただいたご意見は本条例の目的とするところであり、別途関係部署に情報共有を図るとともに、今後若者が文化芸術活動及びスポーツ活動に取り組むことができるよう、市民・地域団体・市が連携した若者への支援について市へ働きかけて参ります。</p>
4	各役割（第4条から第6条）について	<p>5各役割の（1）について。 質問：学校の施設を利用し運動を行っている団体は、いったいいつからいつまで使用料も払うことなく使用し続けられるのか？ なぜこのような質問をするかといえば、調布に越して10年以上経つが、既得権のような形で使い続けていることが地域のためになっているのか疑問。極々一部の人のための施設開放である。 メンバーもほとんど変わらず、地域住民がわかる開かれた形での募集もなく、学校に子どもが通っていて初めて、施設利用がされていることを知るくらい。これが「広く住民に提供する」という目的に見合うものなのか疑問である。 部活動を理由あってできない若者（高校生、大学生）が、アルバイトのお金を使って、市内や他市町村の施設で抽選の結果ようやく球技をしたりして苦労しているのを見聞きするにつけ、学校開放の目的と実情があまりにかけ離れていると感じている。お金を稼いでいる大人はどこでもスポーツができる。 形だけではなく、言葉だけではなく、若者たち、また障害のある若者たちに関わられたものとなるよう、既存の団体は努力するべきだと思う。 他自治体では、開放団体は、広く地域住民と一緒にスポーツを楽しむ機会を提供してくれていた。</p>	<p>学校開放へのご意見につきましては、関係部署と情報共有を図って参ります。 また、本条例の背景では、前文（3）において「若者の芸術文化及びスポーツ活動の活動場所や発表の機会の確保」を課題としております。いただいたご意見は本条例の目的とするところであり、今後若者が文化芸術活動及びスポーツ活動に取り組むことができるよう、市民・地域団体・市が連携した若者への支援について市へ働きかけて参ります。</p>

NO	項目	御意見の概要	議会の考え方
5	市の責務（第7条）について	<p>(1)スポーツの振興には、タバコ対策が欠かせません。喫煙は、運動能力の低下を招き（喫煙本数に比例して運動能力が低下する）、スポーツにおけるケガのリスクを高めます。また、喫煙時に摂取するニコチンはドーピング監視対象物質にもなっています。市の責務として、若者がスポーツを健全に行えるようにするための環境整備として、競技場等の敷地内禁煙化、指導者の禁煙（喫煙する指導者は若者にとってマイナスです）、観覧しにくる保護者等への禁煙勧奨など、包括的な取り組みを、健康推進課・調布市医師会・ちょうふタバコ対策ネットワーク等と連携して実施してください。</p> <p>(2)タバコ産業は、スポーツの振興と称してスポンサーになるなどして影響力を行使し、スポーツ・芸術関係者に上記(1)のようなタバコ対策を反対させ、若者の喫煙率を上昇させようとしています。WHOタバコの規制に関する枠組み条約5条3項および同ガイドラインにおいて、タバコ産業等による干渉を防止することが行政には求められておりますので、市の責務として、またコンプライアンスの一環として、スポーツ・芸術の振興に当たり、タバコ産業やタバコ屋等のスポンサーシップ・寄付その他の関りは排除いただきますよう、お願いいたします。</p>	<p>本条例の前文において、前文（1）において「スポーツは心身の健康に寄与するもの」としています。調布市受動喫煙防止条例は、次代を担う子どもたちをはじめ誰もが健康に暮らせるまち調布の実現に寄与することを目的としていることから、たばこ対策についていただいたご意見については関係部署と情報共有を図って参ります。</p>
6	市の責務（第7条）について	<p>部活動指導員についてより資源を割いていただきたいです。現状としては、各中学校に3人までしか部活動指導員を置けないことになっており、やりたくてもやれなかったり、指導してほしい生徒の要望に答えられない事態が見受けられます。試験的な意味合いで指導員制度をスタートしたと推測していますが、人数と予算を拡充していただきたいです。そうすれば、ここで定義する若者である中学生の心身の充実を図ることができるでしょうし、他自治体との差別化にも繋がり、地域活性化を見込めます。また、そもそも各中学校に3人までしか部活動指導員を置かないという現状も全く把握できていなかったもので、そのあたりの情報公開も求めたい。</p>	<p>本条例制定の背景として、前文（3）において「活動に関する情報が若者に届きにくい」ことや「練習場所及び発表の機会がない」ことを課題としています。そのため、この条例における若者の定義については、第2条（1）において「おおむね16歳から29歳までの市民」としています。中学生は、本条例における「若者」の対象ではありませんが、部活動についていただいたご意見の課題を関係部署に情報共有を図って参ります。</p>
7	市の責務（第7条）について	<p>すでに活発に活動、スポーツをしている人、意識の高い人の声を聞くのではなく、市として大人として、責任を持って、声を届けづらい人たちには寄り添って調査して行ってほしい。そういう人たちの長い人生の豊かさに責任を持つ、そういう覚悟の条文であってほしい。</p>	<p>本条例の前文（3）において「活動に関する情報が若者に届きにくいこと」を課題とし、前文（4）において「すべての若者の活動を応援すること」を目的としています。いただいたご意見は本条例の目的とするところであり、今後若者が文化芸術活動及びスポーツ活動に取り組むことができるよう、市民・地域団体・市が連携した若者への支援について市へ働きかけて参ります。</p>
8	その他	<p>直接お会いした時に、直接応援して下さい。「自然な地球の今をいい日に」。若者は特に「いじけて」いるために芸術などの工作や美術でモノを増やしているのもっと若者がのびのびと活動してください、素直に。</p>	<p>本条例の前文（4）において「全ての若者の活動を応援すること」を目的とし、第3条（3）には「若者の意見を反映する」ことを基本理念としています。いただいたご意見は本条例の目的とするところであり、今後若者が文化芸術活動及びスポーツ活動に取り組むことができるよう、市民・地域団体・市が連携した若者への支援について市へ働きかけて参ります。</p>